

青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止し、ならびに路上喫煙を制限することにより、地域の環境美化を推進し、かつ、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 青梅市の区域内(以下「市内」という。)に居住する者および市内に滞在する者(通過する者を含む。)をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の公共の場所をいう。
- (3) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、紙くず、チューインガムのかみかすその他これらに類するものおよび飲食料等を収納し、または収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器包装をいう。
- (4) ポイ捨て 吸い殻、空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (5) 路上喫煙 公共の場所において喫煙する行為(自動車の車内における喫煙を除く。)をいう。

(市の責務)

第3条 青梅市(以下「市」という。)は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限に関する施策(以下「防止施策」という。)を総合的に推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外において吸い殻、空き缶等を生じさせたときは、これらを適正に処理するよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する防止施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第5条 市民等は、自己が所有し、または管理する飼い犬を連れているときは、ふんを持ち帰るための容器等を携帯するよう努めるとともに、当

該飼い犬が排せつしたふんを持ち帰らなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 市民等は、吸い殻入れが設置されていない場所で路上喫煙をしようとするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用するよう努めなければならない。

2 市民等は、路上喫煙をする場合は、周囲の者に迷惑と危険を及ぼさないよう努めなければならない。

(禁止行為)

第7条 市民等は公共の場所および他人が所有し、占有し、または管理する場所において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) ポイ捨てをすること。

(2) 自己が所有し、または管理する飼い犬のふんを放置すること。

2 市民等は、歩行中または自転車等で走行中に路上喫煙をしてはならない。

(環境美化推進重点地区の指定等)

第8条 青梅市長(以下「市長」という。)は、特にポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置を防止することにより、環境美化を推進する必要があると認める地域を、環境美化推進重点地区(以下「美化重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、美化重点地区の指定を変更し、または解除することができる。

3 市長は、美化重点地区を指定し、変更し、または解除するときは、その旨を告示するとともに、美化重点地区であることを示す標識を設置する等周知に努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定等)

第9条 市長は、特に路上喫煙による迷惑と危険を防止する必要があると認める地域を、路上喫煙禁止地区(以下「禁煙地区」という。)として指定することができる。

2 市民等は、禁煙地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所においては、この限りでない。

3 市長は、必要があると認めるときは、禁煙地区の指定を変更し、または解除することができる。

4 市長は、禁煙地区を指定し、変更し、または解除するときは、その旨を告示するとともに、禁煙地区であることを示す標識を設置する等周知に努めなければならない。

(指導、勧告および命令)

第10条 市長は、第7条または前条第2項の規定に違反した者に対し、必要な指導および勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告に従わない者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(罰則)

第11条 第9条第2項の規定に違反し、前条第2項の規定による命令に従わなかった者は、2,000円以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第8条から第11条までの規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。